

小樽商科大学グローバル戦略推進センターIR室規程

令和2年2月17日施行

制 定

改正 令和4年4月1日施行 令和6年4月1日樽大規程第15号

(趣旨)

第1条 小樽商科大学グローバル戦略推進センター規程第20条に基づき、小樽商科大学グローバル戦略推進センターIR室(IR: Institutional Research, 以下「IR室」という。)の組織及び運営に関する必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 IR室は、小樽商科大学(以下「本学」という。)における教育、研究、その他本学の諸活動に係るデータを、収集・分析・可視化し、その調査結果を用いて大学運営に係る意思決定の支援及び教育・研究・社会連携活動を支援することを目的とする。

(業務)

第3条 IR室においては、次の業務を行う。

- (1) 大学運営に必要なデータの収集、調査及び分析
- (2) 本学の教育・研究・社会連携活動等の点検及び評価に必要なデータの収集、調査及び分析
- (3) 前号の調査、分析を行った結果の提供及び情報の発信
- (4) 本学の取組・業務におけるデータの収集、分析及び可視化並びに調査設計の支援
- (5) 収集したデータ及び分析結果の管理
- (6) IR室の機能向上に向けた活動・知見の収集及び学内外への見識の普及
- (7) その他IR室の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 IR室に、次の者を置く。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) IR室専任教員
- (4) 本学教職員から学長が指名した者(以下「IR室兼任教職員」という。)

(室長)

第5条 室長は、学長が指名する副学長をもって充てる。

- 2 室長は、IR室の業務を掌理する。
- 3 室長の任期は、副学長の任期に準じ、再任を妨げない。
- 4 室長に事故があるときは、副室長がその職務を代行する。

(副室長)

第6条 副室長は、室長が指名する本学教員をもって充てる。

- 2 副室長は、室長を補佐し、IR室の業務を行う。

3 副室長の任期は、室長の任期の範囲内とし、再任を妨げない。

(IR室運営会議)

第7条 IR室を運営するためにIR室運営会議(以下「運営会議」という。)を置く。

2 運営会議は、次の事項を審議する。

- (1) IR室の管理運営に関する事項
- (2) IR室の予算及び決算に関する事項
- (3) IR室の人事に関する事項
- (4) 第3条に規定する業務に関する事項
- (5) その他IR室に関する事項

(運営会議の構成)

第8条 運営会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) IR室専任教員
- (4) IR室兼任教職員
- (5) 学長が指名する者 若干名

2 前項第5号の者の任期は2年とし、再任を妨げない。

(運営会議の議長)

第9条 運営会議に議長を置き、室長をもって充てる。

2 議長は、運営会議を招集し、議長となる。

3 議長に事故があるときは、副室長がその職務を代行する。

(運営会議の議事)

第10条 運営会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 運営会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第11条 運営会議は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第12条 IR室に関する事務は、企画総務課において、各課室の協力を得て行う。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、IR室の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和2年2月17日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

2 この規程施行後、最初に委嘱される第7条第5号の委員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

附 則(令和4年4月1日施行)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年4月1日樽大規程第15号)
この規程は、令和6年4月1日から施行する。